

# リーフレット記載内容の一部変更のお知らせ

平成29年4月1日から、東京都省エネルギー性能評価基準の改正に伴いまして、設備システムのエネルギー利用の低減率（以下「ERR」という。）に係る評価基準を変更いたしました。それに伴い、本リーフレットの記載内容を次の変更点①から変更点③の通り変更いたしましたのでお知らせします。

## リーフレット表面



建築物環境計画書制度におけるERRの段階評価基準の改正に伴い、「省エネルギー性能評価書」における評価基準を変更いたしました。

変更前	評価	建築物の熱負荷 (PAL*) の低減率	設備システムのエネルギー利用の低減率 (ERR)	建築物環境計画書での評価	説明
	AAA	20%以上	11%以上	段階3	環境負荷の低減に最も優れた効果を有するレベル
	AA	15%以上20%未満	10.5%以上 11%未満	段階2	環境負荷の低減に段階1よりも高い効果を有するレベル
	A	10%以上15%未満	10%以上10.5%未満		
	B	5%以上10%未満	5%以上 10%未満	段階1	建築主が適合すべき最低限のレベル
	C	0%以上 5%未満	0%以上 5%未満		

変更点①

変更後	評価	建築物の熱負荷 (PAL*) の低減率	設備システムのエネルギー利用の低減率 (ERR)		建築物環境計画書での評価	説明	[BELS] 評価基準 (参考)
			非住宅1※1	非住宅2※2			
	AAA	20%以上	40%以上	30%以上	段階3	環境負荷の低減に最も優れた効果を有するレベル	5★
	AA	15%以上20%未満	30%以上40%未満	25%以上30%未満			4★
	A	10%以上15%未満	20%以上30%未満	20%以上25%未満	段階2	環境負荷の低減に段階1よりも高い効果を有するレベル	3★
	B	5%以上10%未満	10%以上	20%未満	段階1	建築主が適合すべき最低限のレベル	2★
	C	0%以上5%未満	0%以上	10%未満			1★

※1 非住宅1…環境確保条例※施行規則第8条の3第2項第5号、第6号及び第9号に規定する用途

※2 非住宅2…環境確保条例施行規則第8条の3第2項第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号に規定する用途

※環境確保条例…都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

ご注意：平成29年4月1日以降に建築物環境計画書をご提出される案件に関しては、原則、上記変更後の評価基準が適用されます。

変更点②、変更点③については裏面をご覧ください。



## リーフレット中面



「省エネルギー性能評価書」の様式を変更いたしました。  
それに伴い、評価基準年度とPAL\*低減率及び  
ERRに係る性能の表示を変更します。

変更前

変更後

**省エネルギー性能評価書**

(2014年度基準)

➔

**省エネルギー性能評価書**

(2017年度基準)

  

2 省エネルギー性能の評価

建築物の熱負荷の低減 (PAL\*低減率)

PAL\*低減率

計算条件  
1 工事完了時点で再計算を実施 (  有  無 )

---

設備システムのエネルギー利用の低減率 (ERR)

ERR

計算条件  
1 テナント等事業者に賃貸等を行う部分について  
想定による計算部分 (  有  無 )  
2 工事完了時点で再計算を実施 (  有  無 )

➔

2 省エネルギー性能の評価

建築物の熱負荷の低減 (PAL\*低減率)

[PAL*低減率の評価基準]		[建物全体*の性能]
建物全体*	評価	PAL* 低減率 % 評価
20%以上	AAA	% 評価
15%以上 20%未満	AA	
10%以上 15%未満	A	
5%以上 10%未満	B	
0%以上 5%未満	C	

計算条件 ※住宅用途に供する部分を除く。  
1 工事完了時点で再計算を実施 (  有  無 )

---

設備システムのエネルギー利用の低減率 (ERR)

[ERRの評価基準 (用途別)]		[建物全体*の性能]	
用途	評価	ERR % 評価	
事務所等 学校等 工場等	% 評価		
ホテル等 病院等 百貨店等 飲食店等 集会所等			
40%以上		30%以上	AAA
30%以上 40%未満		25%以上 30%未満	AA
20%以上 30%未満		20%以上 25%未満	A
10%以上 20%未満		B	
0%以上 10%未満		C	

計算条件 ※住宅用途に供する部分を除く。  
1 テナント等事業者に賃貸等を行う部分について  
想定による計算部分 (  有  無 )  
2 工事完了時点で再計算を実施 (  有  無 )

\*本チラシに関するお問い合わせ先\*

東京都環境局 地球環境エネルギー部 環境都市づくり課 建築物担当 [電話]03-5388-3536(直通)

\*省エネルギー性能評価書に関する書類等の提出先\*

「東京都建築物環境計画書制度」ヘルプデスク

[電話]03-5320-7879(直通)